

平成31年度(2019年度)熊本市省エネ家電製品導入補助

5つ星の省エネ家電やLED照明を購入された世帯を対象に、補助金を交付します。



【対象者の主な条件】

(1) 平成31年(2019年)4月10日(水)から平成32年(2020年)2月末までに、熊本市内に所在する店舗(インターネット等通販での購入不可)で、新品(未使用品)の5つ星省エネ家電やLED照明を合計5万円(税抜)以上購入した方。

※省エネ家電製品の購入と一体不可分の据付等の工事費は対象。古い家電の処分費等その他の経費は対象外。

(2) 補助金の申込日において、熊本市の住民であり、省エネ家電を導入した世帯の世帯主の方。

【対象家電】

(1) 「統一省エネラベル」5つ星(最高レベル)に該当する、
エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、電気便座。

※購入時に一般財団法人省エネルギーセンターが定める統一省エネラベル5つ星に該当するもの。(購入する店舗で確認するか、若しくは「省エネ型製品情報サイト」(<https://seihinjyoho.go.jp/index.html>)で確認できます。)

(2) LED照明(LEDランプを含む。)

※補助対象機器の限定なし。

(統一省エネルギーラベル)



【補助額】

1世帯10,000円 ※先着400件

(同一の年度中、1世帯において1回限り)

※受付期間内でも申込額が補助枠に達した時点で受付を終了し、補助枠を超える日に複数の申込書を受け付けた場合は、抽選で交付決定します。(受付最終日の当日消印有効)

【受付期間】

平成31年(2019年)5月10日(金)から

平成32年(2020年)3月19日(金)まで。

※申込みの提出方法は「郵送」のみ。

【提出書類】

① 交付申込書兼実績報告書(補助要綱 様式第9号 ※熊本市(環境局)ホームページ掲載)

② 領収書等(申込者が、熊本市内に所在する店舗で省エネ家電製品を購入したことが証明できるもので、購入した製品名や支払金額の内訳が記載されたもの)の写し

③ 購入した省エネ家電製品の規格や型番等が照合できるカタログや仕様書等※写し可

④ 製造メーカーが発行した保証書の写し(申込者の氏名、住所、購入日等が記載されたもの。店舗印の有無は問わない。)※販売店の保証書は不要

⑤ 住民票(続柄が記載され、申込者が世帯主であることが確認できる、発行から3か月以内のもの。本籍地及びマイナンバーの記載は不要。)※写し可

(⑥ その他市長が必要と認める書類 ※申込後、追加書類が必要なとき提出を依頼する場合があります。)

詳しくは、熊本市環境局ホームページをご覧ください。

※右側の2次元バーコードからもアクセスできます。



【お問い合わせ・提出先】

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市役所 環境政策課 温暖化・エネルギー対策室

電話：096-328-2355(平日 8:30~17:15)

ファックス：096-359-9945